

2025年1月31日

関係各位

パナソニック関東設備株式会社
代表取締役 代 正一

建設業法に基づく弊社営業停止処分の通知とお詫び

拝啓 時下、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社は資格不正取得に関して、2025年1月31日付で国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けました。弊社では本処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて以下の対応を実施させて頂きたく存じます。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。 敬具

記

【営業停止処分の概要】

- 1, 期間：2025年2月15日より、2025年3月8日迄（22日間）
- 2, 対象業種：電気工事業
- 3, 営業範囲：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
- 4, 停止内容：1) 請負契約の締結及び、関連する入札、見積り、交渉等について停止します。
2) 営業停止処分を厳格に遵守するため、22日間の営業停止期間の他、処分日の本日より営業停止と致します。
- 5, その他：記載の内容は建設工事に関する営業を対象としています。

【弊社の対応】

弊社では処分を厳粛に受け止め、処分日以降（本日以降）、対象業種、対象地域を問わず、物販、役務も含め、原則全ての営業行為を停止いたします。

【お問い合わせ先】

- ・担当) 建設業・安全管理部
- ・TEL) 027-251-0571
- ・受付時間) 平日 8:30～17:15（土曜・日曜・祝日 定休日）

以上